

ともいえる対策を実施ないし提案しているが、経常収支面や国内金融政策の面では今一步積極的な方策に欠けている。すなわち、経常収支面で実施された対策はE E C域内の工業製品に対する関税の小幅の引下げだけであり(政府原案は域内外製品に対する大幅な関税引下げを提案。詳細は5月号「国別動向」参照)、また国内政策の面では居住者預金に対する準備率のモデレートな引上げが実施されているにすぎない。言い替えば、西ドイツの施策は、E E C委員会が第2四半期報(7月中旬発表)で勧告した諸点(農産物を中心とする輸入の促進、輸出奨励策の撤廃、市中銀行貸出の直接規則など)からみればまだ不十分の誇りを免れないであろう。ただ農産物の輸入促進など経常収支面での対策は、理論的にはともかく政治的にきわめて困難な問題であり、また国際収支がすでに均衡を回復している現在では、むしろ長期的課題といえるかもしれない。こうした意味では、マルクの平価切上げ、あるいは屈伸為替相場の採用、為替変動幅の拡大等々、一見きわめて合理的な政策手段が、折にふれルーマーの対象となりながら、これまで実施されていないのも同様の理由から首肯できよう。しかし国内金融面での施策には、なお可能かつ実施すべき措置が少なからず残されているように思われる。

以上を要するに、西ドイツの直面する課題は、西ドイツ自体のいっそうの努力を要請したものであると同時に、各国間の経済的相互依存関係が一段と緊密になった現代におけるいわば国際協力の新しい方向をも要請しているといえよう。その意味で、西ドイツをめぐる今後の事態の発展は、E E Cの共通インフレ対策の成果や西ドイツの国内景況の推移ともからんで、引き続き国際的注目を集めていくであろう。

東欧諸国の最近の経済動向

とコメコンの動き

東欧諸国(ユーゴおよびアルバニアを除く6か

国)の経済成長は、1961年以降鈍化の傾向を示しており、昨年チェコのごときは、経済成長がストップさえ示すに至った。このような経済成長の鈍化は主として農業生産の停滞と工業生産の伸び悩みに原因があるとみられている。もっとも、本年は、いままでのところ農工業とも生産が若干の回復を示していることから、経済成長の鈍化傾向はいくぶん改まるのではないかと期待されているが、しかし着実な経済成長を達成できるかどうか疑問とされている。かかる経済の伸び悩みに対処し、最近東欧諸国の間では、にわかに資本主義的な要素を取り入れ、これによって現状の打開をはかろうとする動きが現われ注目されている。すなわち、農業面では従来の農業集団化政策を緩和し、個人経営農業の創設ないし育成を通じて増産を奨励しようとする動き、一方工業面においては工業企業に対する中央からの指示をできるだけ排除し、企業によりいっそうの自主性を付与することにより、その生産能率を高めようとする方策の実施などがこれである。もちろん、東欧諸国によって取り入れられつつあるこれら資本主義的な要素は、それ自体社会主義経済発展のための一手段としての意義をもつにすぎず、したがってその果たす機能もおのずから資本主義経済社会のそれとは異なるものであろうが、これらが今後いかに発展を示していくか興味を惹く問題である。

農業生産の停滞

昨年の東欧諸国における農業生産は、天候不良の影響もあって、総じて不振であった。

これを国別にみると、次表のとおり、チェコおよびポーランドでは、前年比それぞれ6.5%、3.8%増加したが、両国とも前年の減産率(チェコが7.6%減、ポーランドが8.5%減)をカバーするほどの回復を示していない。またブルガリアおよび東ドイツでは、前年に比しそれぞれ0.4%、1.0%の微増、さらに近年比較的食糧生産が安定しているといわれているハンガリアも前年比4.5%の増加ながら、その生産水準は比較的高かった1959年のそれに比しわずか2%の増加を示しているに

すぎない。

このような農業生産の停滞は、上述したように悪天候の影響による穀物生産の不振のほか、飼料不足により、家畜保有頭数が激減し(ポーランドの昨年における豚、羊の保有頭数は昨年比それぞれ15%、6%の減少、またハンガリアの昨年における豚、羊の保有頭数は、前年比それぞれ10%、5%の減少)、このため畜産部門が大幅の減産になったことも大きく響いているものとみられている。

このような状況から、東欧諸国では昨年、西側から大量の小麦、飼料の買付けを行なわざるを得なかったが、本年の農業生産は、いままでのところ比較的天候に恵まれていることもあって、若干

国民所得、工業生産、農業生産の推移

(前年比増減(△)率%)

	国民所得	工業生産	農業生産
東 ド イ ツ			
1961年	3.7	5.9	△1.5
62年	4.2	6.2	0.3
63年	3.0	4.9	1.0
チ エ コ			
1961年	6.5	8.9	0
62年	1.5	6.2	△7.6
63年	△4.0	△0.6	6.5
ハンガリア			
1961年	6.1	11.0	0.7
62年	4.7	8.2	1.6
63年	5.0	7.0	4.5
ポーランド			
1961年	7.4	10.4	10.4
62年	2.5	8.4	△8.5
63年	5.5	5.3	3.8
ルーマニア			
1961年	10.0	15.3	8.0
62年	6.5	14.8	△8.9
63年	7.0	12.5	
ブルガニア			
1961年	3.0	11.7	△3.5
62年	6.2	11.1	4.2
63年	6.0	10.0	0.4

(注) 空白の箇所は不明。

回復するのではないかと観測されている。

工業生産の伸び悩み

一方東欧諸国の昨年における工業生産は、農業生産に比すれば、前表のとおり、おおむね高い伸びを示している。すなわち、ルーマニアの12.5%を筆頭に、ブルガリア10.0%、ハンガリア7.0%、ポーランド5.3%、東ドイツ4.9%の順となっている。しかしながら、1961年以降昨年までの推移をみると、各国とも、いずれも鈍化傾向を示している。こうした傾向は、比較的工業水準の高い東ドイツ、チェコにおいて顕著にあらわれており、とくにチェコにおいては、昨年戦後初めて0.6%の減産を示した。これにひきかえ比較的工業水準の低いルーマニア、ブルガリアにおいては、この鈍化傾向がそれほどあらわれていない。しかも工業生産の伸び悩みは、各国ともおおむね重工業部門よりも軽工業部門においてより顕著にあらわれている。

以上のように東欧諸国における工業生産の伸び悩みは、農業不振により①工業用原料の供給が減少したこと、また②食肉、果物などの輸出が減退する一方、小麦、飼料輸入の増大から貿易収支の悪化を招来し、この結果工業原料の輸入抑制を余儀なくされたことなどにその原因があるものとみられている。さらにこれと同時に、中央当局からの指令によって動かされている計画経済制度自体が、企業の生産能率を十分に高めえない要因であるとしてにわかに問題とされるに至っている。

農工業対策

以上のような農業生産の停滞と工業生産の伸び悩みを打開するために、東欧諸国では現在次のような諸種の対策を講じている。

まず農業面では、①各国とも化学肥料、農薬の投入を増加するとともに、機械化を促進することにより、農業の増産をはかろうとしており、またこれと同時に②農業経営には経験の浅い党員に代え、農業専門家を当てているほか、さらに③農民の勤労意欲を刺激するため農畜産物の政府買上げ

価格の引上げを行なっている(ルーマニアが昨年家畜の買上げ価格を15~55%方引上げたのに次いで、東ドイツも本年当初一部農作物の買上げ価格を20~30%方引き上げた)。このようないわば技術的な措置のほか、とくに注目されるのは、従来の農業集団化政策を緩和し、個人経営農業の奨励により増産をはかろうとする動きが生じている点である。すなわち、ハンガリアでは1962年から、農民の屋敷付属地における農畜産物の増産を奨励するため、その農畜産物を政府に売却した場合、農民に対し化学肥料などの報賞物資を与える措置をとっている。またブルガリアでは本年から、国营農場、集団農場の農民が私有の家畜をその所属農場内で飼育することが正式に認められることとなった。さらにチェコでは本年6月、同国農業管理委員会が、赤字経営を継続する集団農場を解散し、その農地を同コルホーズ農民に分割(25~50エーカーあたり)貸与して、個人経営に切り替えるとともに、かかる農民に対しては向こう3年間税金を免除するほか、政府への義務納入後の残余農産物の買上げ価格についても、義務納入価格より平均約42%高とする旨の提案を行ない、近くこれが実施に移されるものとみられている。このような措置はすでにポーランド、ユーゴにおいても実施されており、農業生産の向上にかなりの成果をあげている模様である。

以上のごとく東欧諸国において、このところ農業の基本政策である集団化政策を緩和し、個人農経営の増産を奨励していることは、農業不振打開のためには、資本主義諸国における小農主義的方法の採用もやむをえないとする政策当局の態度の変化を示すものであろう。

一方工業面においては、これまで東欧諸国の工業企業は、中央から与えられる生産計画に基づき、割り当てられた原材料、決められた労働者数、賃金総額を用いて生産活動を行ない、その生産目標を遂行することが強要されてきた。そのうえ、企業のあげた利潤の大部分は、中央へ吸い上げられる仕組みとなっている。このような計画方式と企業

管理制度の下では、①企業に自主性がなく、ただ中央から指令どおり量的生産目標の遂行にのみ専念するため、製品の質的向上や多様化が行なわれがたく、また新技術の開発も促進されなかった。そのうえ、②企業は計画を円滑に遂行するため、必要以上の機械設備の増設、またより多くの原料割当を獲得しようとする傾向がみられることなどから、企業の生産能率が容易に向上しがたい状態にあった。こうした事情から、東欧諸国の一部では、企業に自主性を付与し、企業経営の合理化をはかるような次の措置がとられている。

(1) 東ドイツでは本年当初から、企業合同体制度が実施されている。これは鉄鋼、自動車などの同種メーカーを集めて企業合同体をつくらせ、中央はこの合同体に対し年度間の利潤達成額を指示する以外、企業経営に対する統括権を与え、また管下の企業に対しても、ある程度経営上の自主性を認めようとするものである。これにより企業合同体は管下企業の実情に即した生産計画を立てることができるようになり、それだけ管下企業としても自主性が高まり、生産能率もおのずから向上するようになるとみられている。ポーランドにおいても、本年夏以降、東ドイツとほぼ同様の措置が実施されることとなった。

(2) 次に企業経営の合理化の問題に関し、ハンガリアでは本年1月1日から、工業企業の固定資本および流動資本に対し、それぞれ年5%の資本課税を実施しているが、これは企業資本の効率的利用を促し、生産能率を向上せしめようとするものである。この資本課税については、東ドイツ、ブルガリアでもその採用を目下検討中と伝えられる。

西側との経済交流

以上のように東欧諸国では、最近における経済の伸び悩みを打開するため、種々の国内対策を講じているが、同時に対外的にもコメコン域内の経済協力を進める一方、西側諸国との経済交流の拡大をはかり、西側先進諸国からよりいっそう多くの資本財の輸入と新技術の導入とを促進しようと

している。

最近におけるその目立った動きとしては、ルーマニアが本年5月、ガストン・マリノ副首相を米国へ派遣して対米経済関係の改善をはかったのを手始めに、その後ガットへの加盟希望の表明、また西側からの入国手続きの簡素化、旅行者レート(西側からの旅行者の手持外貨の交換にのみ適用される旅行者優遇レート)の切下げ、さらに7月末にはマウレル首相のパリ訪問など一連の西側への接近態度があげられる。このほか、ポーランドがケネディ・ラウンドへの加盟申請を行なったことも見のがしてはならない。ポーランドのガット加盟国との貿易額は、貿易総額の約35%を占めており、(この比重は東欧諸国のなかで最も高い)、これら諸国との貿易関係をできるだけ維持しようとする点にそのねらいがあったと思われる。またチェコも、西欧諸国から技術水準の高い資本財の輸入を熱望しているようであり、本年6月、東欧諸国で初めて英国から尿素プラントの輸入に関し、12年の長期延払いの取決めに成功したと伝えられている(要録参照)。

このような東欧諸国の西側諸国との経済交流拡大の動きは、中ソの対立激化によるソ連の威信低下に伴って東欧各国に自主性回復の要求が生じてきたこと、またこれが契機となって、その一部諸国の間に、従来ソ連が中心となって進められてきたCOMECONの経済統合方式に不満が生じてきたこと、さらにソ連をはじめ東欧諸国の最近における農工業不振がその工業化に必要な資本財の入手を困難にしていることなどの事情に基づくものであろう。

一方、ソ連としても、化学工業の振興、工業の近代化のため、西側先進諸国から資本財の輸入増進をますます必要としており、そのため東欧諸国の援助に十分手が回らないことなどから、上述のような最近における東欧諸国の動きに対しても、これを容認せざるを得ない立場に立たされている。東欧のなかでこれまで独自の経済外交政策をとってきたユーゴが、このほどCOMECON経済協

力への参加を認められたことも、このようなソ連の行き方を背景としてはじめて可能となったものとみられている。

こうした動きからみて、今後のCOMECONの結びつきは、従来のようなソ連を中心とする統制色の濃いものから、加盟国の自主性を尊重するゆるやかなものへと漸次変化していかざるを得ないであろう。

